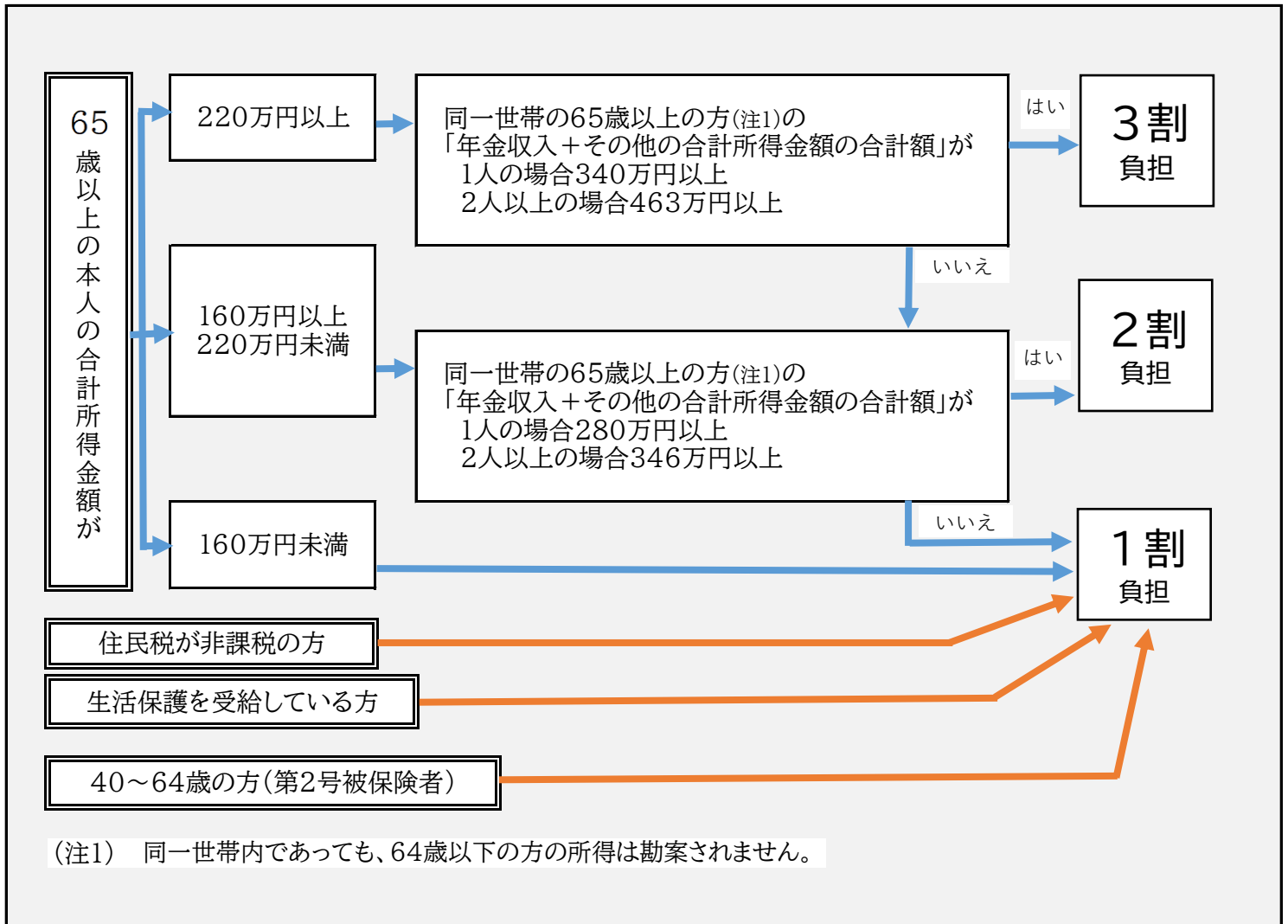


利用者負担割合の考え方

【利用者負担の判定の流れ】



●「合計所得金額」とは…………… 年金(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く)や給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額をいいます。また、土地の売却等による長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、それを控除した額で計算されます。

●「その他の合計所得金額」とは…… 合計所得金額から、年金収入の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※負担割合の例外

介護保険被保険者証に「給付額の減額」の記載がある場合、減額適用期間は負担割合が変わります。

- ・負担割合が1、2割負担の方は3割
- ・負担割合が3割負担の方は4割